## 佐賀県告示第 281 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成28年5月10日から平成28年6月9日まで佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 5 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

124 = 4 - 4 T NT	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員メー	延長メー
		後の別	トル	トル
一般国道	伊万里市瀬戸町字川副新田	後	19.0~	198.7
204 号	3134 番 161 地先から		12.2	
	伊万里市瀬戸町字川副新田			
	3134 番 168 地先まで			
	伊万里市瀬戸町字川副新田	前	18.8~	198.7
	3134 番 161 地先から		12.2	
	伊万里市瀬戸町字川副新田			
	3134 番 168 地先まで			
	伊万里市木須町字清水浦	後	42.4~	1,918.7
	5505 番地先から		7.6	
	伊万里市二里町八谷搦字伊万			
	里二本松 200 番 2 地先まで			
	伊万里市木須町字清水浦	前	42.0~	1,919.7
	5505 番地先から		7.6	
	伊万里市二里町八谷搦字伊万			
	里二本松 200 番 2 地先まで			